

○総務省令第七十三号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第六条第一項の規定に基づき、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月三十日

総務大臣 佐藤 勉

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の二第2の様式の注9(2)中、「~~第49条の15~~」を削る。

別表第二号の三第1の様式の注24中、「時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び空港無線電話通信」を「及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。